

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の翌日  
が休息日は、  
当日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 都市計画の変更予定(都市計画課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成七年八月十五日から同月二十九日まで米子市役所(米子市加茂町一丁目一)において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成七年八月二十九日までに知事に意見書を提出することができる。

平成七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・三・二号米子中央線、三・四・十八号米子駅裏中央線(変更後三・四・十八号米子駅目久美町線)、三・四・二十号車尾目久美町線及び三・五・十号米子駅石井線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・二号米子中央線  
変更する部分  
米子市道笑町四丁目

2 三・四・十八号米子駅裏中央線(変更後三・四・十八号米子駅目久美町線)  
変更する部分  
米子市目久美町

3 三・四・二十号車尾目久美町線  
変更する部分  
米子市道笑町四丁目、美吉字屋敷前田及び字京女良並びに目久美町

4 三・五・十号米子駅石井線  
変更する部分  
米子市目久美町